

大阪府情報公開条例の運用状況

(平成24年度)

1	行政文書の公開	1
2	法人文書の公開	3
3	情報の提供	3
4	情報の公表	4
5	会議の公開	4
6	出資法人の情報公開	4

1 行政文書の公開

[請求処理状況]

府の行政機関が保有する文書に関し、1, 752件（うち取下げ419件）の公開請求があった。

請求方法は、府政情報センター窓口への来所によらないものが約6割（1157件）を占めていた。

公開請求のうち、取下げを除く1,333件に対し、1,499件の決定を行った（1件の公開請求について複数決定が行われることがあるため、取下げを除く請求件数より決定件数が多くなっている。）。

決定の主な内訳は、部分公開決定（一部非公開）が763件と最も多く、次いで全部公開決定が528件、不存在による非公開決定が179件となっている。

決定の処理のうち約8割について、知事部局で処理を行い、その内訳は、都市整備部（393件）が最も多く、次いで、住宅まちづくり部（222件）となっている。

区 分		24年度(件)	23年度(件)
行政文書公開請求の件数		1, 752	2, 101
請求方法 別内訳	窓口へ提出	595	774
	府ホームページからの入力	504	637
	ファクシミリで送信	538	568
	郵送	115	122
行政文書公開請求の取下げ件数		419	382
行政文書公開請求の件数（取下げ件数を除く。）		1, 333	1, 719
実施機関の決定の件数（注）1		1, 499	1, 842
決定内容 別内訳 （注）2	全部公開	528	936
	部分公開	763	757
	全部非公開	6	9
	不存在による非公開	179	109
	存否応答拒否による非公開	13	26
	適用除外による非公開	10	5
	要件不備による非公開	0	0

(注) 1 1件の公開請求について複数の決定が行われる例

- ・ 1件の公開請求に対象となる行政文書がある項目とない項目が含まれているため、公開・非公開等の決定と不存在による非公開決定を行う場合
- ・ 文書を管理している室課所ごとに決定を行う場合

2 非公開決定の内容

- 部分公開（一部非公開）：個人のプライバシー情報や法人の正当な利益を害する情報などの非公開情報が記載されていることを理由として文書の一部を非公開とし、他の部分は公開する決定。
- 不存在による非公開：文書の保存期間が経過しすでに廃棄した場合や作成又は收受していない場合など対象となる行政文書が存在しないことを理由とする非公開決定。
- 存否応答拒否による非公開：行政文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報が明らかになることを理由として、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する決定。（第12条）
- 適用除外による非公開：刑事訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開条例を適用しないこととされていることを理由とする非公開決定。（第40条）
- 要件不備による非公開：行政文書を特定するに足りる事項の記載がない等の公開請求の要件を満たさないことを理由とする非公開決定。（第7条第1項）

[非公開事由の適用状況]

非公開決定（不存在による非公開及び適用除外による非公開を除く。）の非公開事由としては、個人情報を理由とするものが538件と最も多く、次いで、公開すれば法人等の正当な利益を害する情報（法人等情報）であることを理由とするものが479件となっている。

区 分	非 公 開 理 由	24年度（件）	23年度（件）
公開しないこと ができる情報	法人等情報（8条1項1号、2項1号）	479	477
	任意提供情報（8条1項2号、2項1号）	0	0
	意思形成支障情報（8条1項3号、2項1号）	1	0
	事務執行支障情報（8条1項4号、2項1号）	113	142
	公共安全支障情報	39	57
	内 訳		
	公共安全支障情報（8条1項5号）	6	1
	公共安全支障情報（8条2項2号）	7	13
	公共安全支障情報（8条2項3号）	26	46
公開しては ならない情報	個人情報（9条1号）	538	497
	法令秘情報（9条2号）	1	0
部分公開＋全部非公開＋存否応答拒否による非公開の総数		782	792

[不服申立ての処理状況]

公開請求に対する実施機関の決定について、平成24年度は12件の不服申立てがあった。

不服申立ては、情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して再決定等の処理を行うこととなっており、平成24年度においては、過年度の諮問事案も含め、13件の再決定を行った。

区 分		処 理 件 数					答申待ちの 件数
		計	認容	一部認容	棄却	却下	
22年度の諮問事案	16件	1件	0件	0件	1件	0件	15件
23年度の諮問事案	21件	8件	0件	3件	5件	0件	13件
24年度の諮問事案	12件	4件	1件	2件	1件	0件	8件
係属事案計	49件	13件	1件	5件	7件	0件	36件

2 法人文書の公開

法人文書の公開の請求件数は12件であり、取下げを除く10件に対し、各実施法人は11件の決定を行った。その内訳は、全部公開決定が4件、部分公開決定が5件、不存在による非公開決定が2件であった。なお、部分公開決定（5件）の非公開事由としては、個人情報と理由とするものが4件、法人等情報を理由とするものが1件あった。

(法人別文書請求件数)

区 分	24年度 (件)	23年度 (件)
大阪府立大学	2	6
大阪府立病院機構	1	4
大阪府立産業技術総合研究所	1	—
大阪府立環境農林水産総合研究所	0	—
大阪府住宅供給公社	5	11
大阪府土地開発公社	2	7
大阪府道路公社	1	8
合 計	12	36

(法人文書公開請求及び実施法人の決定の状況)

区 分		24年度 (件)	23年度 (件)
法人文書公開請求の件数		12	36
法人文書公開請求の取下げ件数		2	5
実施法人の決定の件数		11	33
決定内容 別内訳	全部公開	4	15
	部分公開	5	16
	全部非公開	0	0
	存否応答拒否による非公開	0	0
	不存在による非公開	2	2
	適用除外による非公開	0	0
	要件不備による非公開	0	0

(注) 1件の公開請求について、項目別に分割して決定が行われる場合があったため、取下げを除いた請求件数（10件）より決定件数が多くなっている。

3 情報の提供

府が保有する公開可能な情報については、府民等の申出に応じて、担当課及び府政情報センターで情報提供を行うこととしている。このうち、府政刊行物の販売部数は3,334部あり、調理師試験問題、基準地価格要覧や職員録の販売冊数が上位を占めた。

4 情報の公表

府政に関する基礎的な情報や政策形成過程の情報については、府民等の求めを待つことなく公表を行うこととしている。このうち、府政情報センターで公表した資料等の件数は、551件であった。また、府政情報センターで公表していない資料についても、府のホームページに掲載し、公表を行った。

府政情報センターで 公表した資料等の件数		24年度(件)	23年度(件)
		551	672
内 訳	府政に関する基礎情報	274	306
	政策形成過程情報	156	214
	その他	121	152

(注) 公表した資料等の内訳について

- 府政に関する基礎情報
 - ・ 府の施策、計画、指針等の概要
 - ・ 府の事務事業の概要(各室・課(所)等毎)
 - ・ 府の事務事業の評価の結果又はその概要
 - ・ 府の基本的な事務に関する要領、要綱、手引書等
 - ・ 府の出資法人の組織、事業及び決算等の概要(条例第2条第4項に規定する実施法人及び条例第34条第2項の規定に基づき実施機関が定める出資法人に係るもの)
 - ・ 府の施設の管理に関する指定管理者との基本協定等
- 政策形成過程情報
 - ・ 府の基本的な施策、計画、指針等の策定及び重要な改廃等に係る案又は主要な検討資料
 - ・ 府の重要な政策決定等に関する部長会議等の協議又は報告の概要及び提出資料
 - ・ 府政に関する意見募集の結果又はその概要 他

5 会議の公開

公開制度の対象となる審議会等(法律又は条例で設置)は、平成24年度末現在で202であった。このうち126の審議会等が公開会議(議題等により非公開とする旨の留保付きのものを含む。)であった。

(注) 審議会等とは、外部委員で構成され、府の事務について審議を行うための機関。

6 出資法人の情報公開

府では、出資法人の情報の公開に関する指導指針に基づき、府の出資法人のうち、府の事務と特に密接な関係を有する法人を対象に、自主的に情報公開申出制度を実施するよう指導している。

平成24年度は対象法人すべて(21法人)で自主的に情報公開申出制度が実施され、情報公開の申出の件数は、5法人において計6件であった。

なお、平成24年度は情報公開申出に対する出資法人の決定について、苦情の申出はなかった。

区 分		24年度	23年度
情報公開申出制度実施法人数		21法人	21法人
公開申出のあった法人		5法人	1法人
公開申出の件数		6件	1件
決定の件数		8件	1件
決定内容 別内訳	全部公開	4件	1件
	部分公開	3件	0件
	全部非公開	0件	0件
	存否応答拒否による非公開	0件	0件
	不存在による非公開	1件	0件

(注) 1件の公開申出について、項目別に分割して決定が行われる場合があるため、決定の件数が、公開申出の件数を上回ることがある。